

一般社団法人日本家族心理学会研修委員会規程

制 定：2019年 9月 21日

改 定：2021年 11月 23日

(設置)

第1条 一般社団法人日本家族心理学会（以下「本学会」という）に、研修委員会を置く。

(目的)

第2条 本学会の会員、「家族心理士」、「家族心理士補」、「家族相談士」および「臨床心理士」、「公認心理師」等の対人援助職に対し、家族心理臨床の専門家としての資質および技能の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 研修委員会は、第2条の目的達成のために、理事会の承認を得て、以下の業務を行う。

- (1) 本学会の年次大会における学会企画ワークショップについての企画、立案、実施
- (2) 前項以外の研修会およびワークショップ等についての企画、立案、実施

(組織)

第4条 研修委員会は、委員長1名、研修委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は研修委員会を統括する
- 3 研修委員会は、委員長がこれを召集し、議長となる

(選任および任期)

第5条 委員長は、理事会において理事から選出し、理事長が委託する。

- 2 研修委員は、委員長が本学会員の中から選任し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 任期は、理事の任期と同じく2年とし、再任をさまたげない。
- 4 委員長は連続して3期を超えてその任にあたることができない。

(報告・企画・予算)

第6条 委員長は、事業年度ごとの活動報告とそれに要した諸費用ならびに業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会および社員総会において報告し、承認を得なければならない。

(資料の保存)

第7条 第3条による研修委員会の業務に関わるすべての資料の扱いは、本学会の規定に従う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なくてはならない。

附 則

- 1 本規程は、2019年9月21日より施行する。
- 2 本規程は、2021年11月23日に一部改定し、同日より施行する。